

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（平成23年12月21日京都市  
条例第27号）（建設局水と緑環境部緑政課）

京都市梅小路公園の大型自動車の駐車のために供する駐車場の廃止に伴い、  
規定を整備することとしました。

この条例は、平成24年3月1日から施行することとしました。

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 27 号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

区 分	単 位	使 用 料
遊 戯 用 電 車	1人につ き1回	300円
駐 車 場	1 回	700円。ただし、使用時間が2時間を超え るときは、超える時間1時間までごとに20 0円を700円に加算した額

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)